

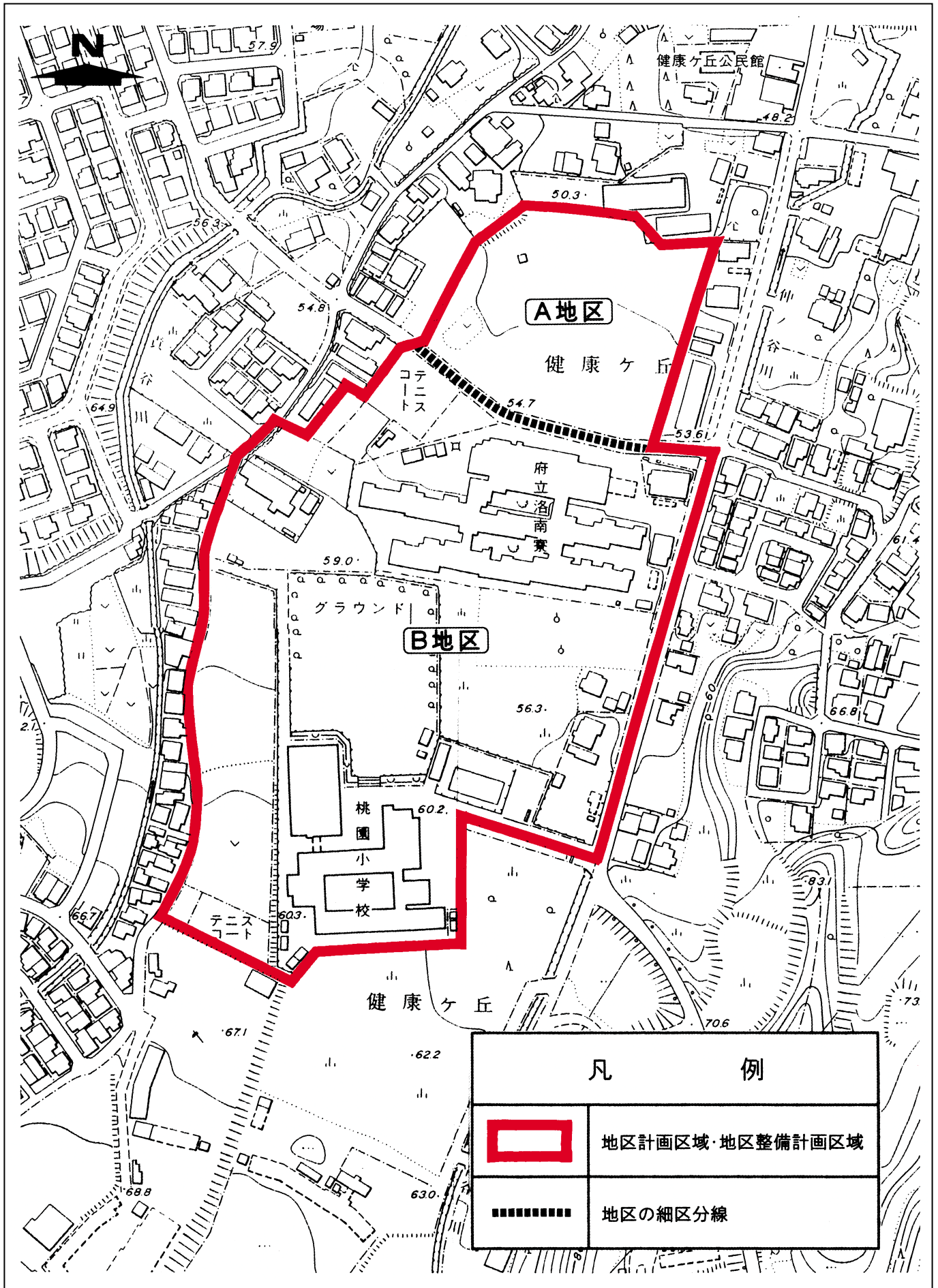
## 仲ノ谷地区地区計画

名 称		仲ノ谷地区地区計画		
位 置		京田辺市大住仲ノ谷、大住責谷及び大住大欠の各一部		
面 積		約 6. 5 h a		
方針 区域の 整備・ 開発 及び 保全の	地区計画の目標	本地区は、市北部に位置し、公共・公益施設が立地している。今後、民間の住宅地開発を促進するに際し、地区計画を定め建築物の規制・誘導を図り、既存公共・公益施設との調和がとれる良好な住宅地の形成を誘導することを目標とする。		
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針としては、既存住宅と調和を図りながら、戸建て住宅を主体とした良好な住宅地の形成を図る。 建築物等の整備の方針としては、建築物の混在化や敷地の細分化による住環境の悪化を防ぎ、建築物の用途、最低敷地面積、壁面の位置、かき又はさくの制限を定めるものとする。		
地区 建築物 等に 整備 計 画	地区の 区分	地区の名称	A 地 区 (第一種中高層住居専用地域)	B 地 区 (第二種中高層住居専用地域)
		地区の面積	約 1. 1 h a	約 5. 4 h a
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第 2 (は) 項に掲げる以外の建築物 (2) 大学・高等専門学校 (3) 専修学校その他これに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 畜舎 (6) 危険物の貯蔵又は処理施設 ただし、敷地内建築物の供給処理に伴う石油類の貯蔵施設は除く。	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第 2 (に) 項に掲げる建築物 (2) 大学・高等専門学校 (3) 専修学校その他これに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 畜舎 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型風俗特殊営業」及び同条第 9 項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供するもの (7) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第 23 条第 1 項に規定する営業の用途に供するもの (8) 危険物の貯蔵又は処理施設 ただし、敷地内建築物の供給処理に伴う石油類の貯蔵施設は除く。	
建築物の敷地面積の最低限度	100 m <sup>2</sup>			

地区整備計画に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離の最低限度は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 道路の境界線 1.0m</p> <p>(2) その他の隣地境界線 0.5m</p> <p>上記の規定は次の各号の一に該当する建築物については適用しない。</p> <p>① 電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する公益上必要な事業の用に供する建築物</p> <p>② 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の付属建築物</p> <p>③ 上記に規定する境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物</p>
	かき又はさく等の構造の制限	<p>道路に面する敷地の部分にかき又はさく、塀等を設置する場合は、宅地地盤面からの高さを1.6m以下としなければならない。</p> <p>ただし、かき又はさく、塀等が道路に沿って幅60cm以上後退して設置される場合及び生けがきを設置する場合はこの限りでない。</p> <p>また、この場合、道路とかき又はさく、塀等の間については、美観に配慮し、緑化に努める。</p>

「区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は位置図表示のとおり」

位置図



【注意】本図は地区整備計画区域の概略を示したもので詳細は「建設部 計画交通課」にお問い合わせ下さい。